

令和３年１月２５日

松阪市議会

議長 西村 友志様

報告 環境福祉委員会委員長

松岡 恒雄

オンライン行政視察報告書

標記の件について、下記のとおり行政視察を行いましたので、その内容等を報告します。

記

- １．視察の日程 令和３年１月２１日（木）
- ２．視察先 大阪府堺市
- ３．常任委員会名 環境福祉委員会
- ４．参加者９名 松岡 恒雄委員長、赤塚 かおり副委員長、
橘 大介委員、谷口 聖委員、殿村 峰代委員、
山本 芳敬委員、海住 恒幸委員、
- ５．報告書作成 松岡 恒雄委員長
- ６．視察項目
大阪府堺市健康福祉局長寿社会部地域包括ケア支援課
『ダブルケア支援事業と地域包括ケアシステム』について

オンライン行政視察報告書		報告日	2021年1月25日																		
		会派名	環境福祉委員会																		
		報告者	委員長 松岡 恒雄																		
概要	日程	令和3年1月21日（木）13時30分～15時10分		視察先	大阪府 堺市																
	視察事項	ダブルケア支援事業と地域包括ケアシステムについて																			
	担当部署	健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア支援課																			
	視察目的	晩婚化、晩産化が進み育児と介護を同時に行うダブルケアを行う人が25万人と推計されています。本市でも今後発生が予想され、地域包括ケア支援課を擁する堺市さんの取り組みを学び参考とする為。																			
内容	視察要旨	(1)地域包括ケア支援課の役割について 「堺市地域包括ケアシステム推進条例」により自助、共助、互助、公助による「安心して心豊かに住み続けられるまちづくり」に取り組む。医療・介護の経験や知識を持つスペシャリストの集団																			
		(2)「堺市地域包括ケアシステム推進条例」制定に至るまでの経過とその後の変化について 2025年頃、75歳以上の後期高齢者が急激に増加し、医療・介護のニーズが急増の見込み意識を高めるため条例を制定。市民ができる地域づくりとして『大切な あ・し・た』等を実施																			
		(3)「みんなで支える在宅医療と介護」の具体的な取り組みについて 医師・訪問看護師・歯科医師などの医療スタッフがチームとなり、在宅医療を提供しながら、ケアマネジャー・ホームヘルパー等の介護スタッフと連携し、「顔の見える関係づくり」を実施																			
		(4)ダブルケア支援事業に至る経緯について 介護を理由とする離職者は、毎年10万人前後発生。国も介護離職者ゼロ施策を展開 堺市の人口割りにすると1,700人がダブルケアに直面すると推計。調査・窓口の設置等実施																			
		(5)ダブルケア相談窓口のH30年以降の相談件数と対応について																			
	主なQ & A	<table><tr><td>相談件数</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td>ダブルケアの方が相談に来た件数</td><td>178</td><td>247</td><td>343</td></tr><tr><td>具体的に相談のあった件数</td><td>34</td><td>120</td><td>267</td></tr><tr><td>合計</td><td>212</td><td>367</td><td>610</td></tr></table>				相談件数	H29	H30	R1	ダブルケアの方が相談に来た件数	178	247	343	具体的に相談のあった件数	34	120	267	合計	212	367	610
		相談件数	H29	H30	R1																
		ダブルケアの方が相談に来た件数	178	247	343																
		具体的に相談のあった件数	34	120	267																
		合計	212	367	610																
(6)ダブルケア支援事業の市民への理解の推進と周知方法について チラシ、広報、報道機関、セミナー開催等を通じ、理解の推進と相談窓口の更なる周知の徹底																					
(7)地域包括ケア推進課の「新型コロナウイルス感染防止対策」について 新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業創設。要介護者1名あたり150千円の協力金 ＊在宅が困難な場合、宿泊施設等借り上げ、訪問サービス事業者等による介護等の継続支援																					
Q. 充実した地域包括支援センターとダブルケアの考え方は（海住G）																					
A. H18に地域包括センターを各区1ヶ所設置、H24に再編し現在の形、その後ダブルケア支援開始 基幹型は各区に1ヶ所でネットワーク構築、地域型は社会福祉法人等との地域密着を役割とする																					
Q. ダブルケア支援事業の企業への取り組みの対応は（橘G）																					
A. ハローワークと協力し育児休業、介護休業制度説明会での啓発チラシ等にてPR 商工会議所にて発信																					
Q. 条例制定後、市民がどう変わったのか（山本G）																					
A. リーフレット作成、出前講座にて発信、まだまだ啓発十分ではない 条例制定後、地域包括支援ケアシステムの「見える化」でできた 行政として今後も啓発に力を入れていきたい																					
Q. 地域包括ケアシステムの地域との連携は（山本G）																					
A. 小学校区にある自治会を中心に出席講座等を開催している																					
Q. ダブルケアの相談内容と施策の展開をどのようにされるか（山本G）																					
A. 妊娠中、育休中、ネグレクト、若年性認知症等多岐にわたる相談 他部署連携し支援に繋がたい																					

内容	主なQ & A	Q. 地域包括ケア推進課と条例制定はどちらが先にできたのか（殿村G） A. H26年に地域包括ケア推進係り、H29に課となり、翌H30年に条例、計画の策定となる Q. 条例制定が具体的にどのように進んでいったのか（殿村G） A. 軽度の認定率が高く、事業所も多く供給が需要を生んでいた 介護保険料も高く適切に使ってもらう仕組みを模索、要支援の方が元気に暮らせる、死ぬまで自宅で過ごしたいというニーズを実現する為、「地域包括ケアシステム」が大事であり、市民が主体者として取り組めるよう条例の制定化を進めた
	所感	R2年9月現在の松阪市の人口は16万2,342人で、65才以上人口は4万8,241人で高齢化率29.7%である。21%以上で超高齢社会と謂れ、本市の高齢化率も2025年には31.9%、2040年には37.7%と予想されている。「介護が必要になってもできることなら、住み慣れた自宅で暮らしたい」と願う高齢者が多いといわれている。「地域包括ケアシステムで、どんなことができるかな？」等の市民意識を高める為、本市でも「地域包括ケアシステム推進条例」の制定が必要と強く感じた。 ダブルケアについても、本市では課題が表面化されていないが、人口割りにすると約340人と推計され、各課を超えたワンストップの支援の取り組みが必要と感じた。（松岡委員長）

内容	所感	ダブルケアという言葉が、未だ浸透していない中、子育てと介護等で悩む市民への支援強化として、いち早くダブルケア相談窓口を開設している堺市。相談窓口開設に至るには、市内の企業や市民への実態把握調査から、制度や支援、周知不足と分析し相談窓口の充実を図っている。また、地域包括ケア推進課を設け福祉に関わる相談窓口の充実にも努めている。松阪市においても、医療、介護、福祉、子育て等、市民の身近で起きやすい課題に対して横断的な対応ができる窓口、必要なサービスや専門機関へと結びつける窓口が必要であると強く感じた。（赤塚副委員長）
		・オンライン視察という方法で、視察が出来るということがわかりました。 ・堺市のダブルケア支援事業で、両立することで無駄な部分を省き、効率化の実現などが参考になりました。（橘委員）
		人口83万人の堺市だが、介護、育児、障がい者、生活困窮等多重課題を抱える家庭に寄り添ったきめ細やかな事業内容だと思う。このダブルケア支援事業について、事業の円滑な推進のための大きな役割を果たしてきたのが、7つの基幹型包括支援センターとその中に設置されたダブルケア相談窓口、市内7地区21か所の地域包括支援センターであり、それらを所管する地域包括ケア推進課の設置にあったと思う、また、少ない事業予算で多くの支援ニーズに対し効率的、効果的な取り組みがなされていることには驚きを隠せない。松阪市としても、現状把握のための調査研究が必要であり、ダブルケア支援事業の必要性を強く思うと同時に、地域包括ケアシステムを推進するための、地域包括ケア推進課の設置の検討するべきと感じた。（谷口委員）
		地域包括ケアシステムは厚労省の絵下いてきた超高齢社会のケアモデルであるが、各自治体の福祉に関する考え方と市民個々の生活をどれだけすり合わせができるかで地域ごとに異なって当然の物であるとする。どの市民にもいずれ起きてくる事柄に対処する方法いわば未来図が、御当地域包括ケアシステムとなるわけであるが、堺市はそれをいち早く構築する集合体・すなわち地域包括ケア推進課を作り、条例化し、市内の問題点を把握し、改善への道筋を着実に進んでいる。ダブルケアはその一環である。大変学ぶべきことが多いと感じた。いくら問題点を把握してもそれらを買収する機関なくしては調査しただけに終わってしまう。本気の地域包括ケアシステムを行うためには、専門的に大いに参考にさせていただきたい。また松阪市もこのような専門部署を作るべきと考える。（殿村委員）
		2018年10月1日より施行された地域包括ケアシステムの推進に関する条例は、全国で初めてとのことで堺市の地域包括ケアシステムに対する取組み姿勢の表れであり、意気込みを感じた。条例を制定

内容	所感	することで、2025年を見据え、市民に対する「見える化」をすることで市民も主体的に取り組んでもらうなど様々な事業を展開している。また、地域包括ケアシステムを構築していく上での組織、体制整備が重要であり堺市では、医療・介護等のスタッフを揃え地域包括ケア推進課が設置されている。松阪市としても、そろそろ地域包括ケアシステムを総括的に対応するために基幹となる課の設置が必要と考える。（山本委員）
		地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核であらなければならないと思っている。しかし、約623平方kmという広大な面積の松阪市には5つしかなく、その存在は見えにくい。よりその活動を明らかにしていこうという市の意思もあるのかないのかさえわからない。その点、堺市においては、約150平方kmという市域の中に28もの地域包括支援センターがあるなど、その存在の大きさを示している。地域包括ケアシステムを本気で機能させていこうと考えれば、まずはその姿勢を示す必要もある。そのためにも、地域包括支援センターの在り方を再検討する必要があるとあらためて思う。（海住委員）



* 松阪市議会ホームページより参照